

令和 年 月 日

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所
所 長 様

(申請者)
土地所有者
住 所

氏 名 (実印)

仮換地変更（分割）協議書

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地変更（分割）を下記条件により、次表及び図面のとおり協議願います。

記

条件

- 仮換地の変更によって生じる各土地の評価および清算金等については都市機構の規定に従います。
- 都市機構の実施した確定測量の結果、分割した仮換地の周囲寸法および地積等に多少の変更が生じても異議は申立てません。
- 仮換地の変更により分割した仮換地の間口が狭隘なるも異議を申立てません。
- 仮換地の変更により供給管・汚水桝の増減及び歩道乗入口等に変更が生じた場合、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
- 仮換地の変更によって生じる宅地造成面の変更および擁壁の撤去、新設工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
- 仮換地の変更により土地利用上建柱が支障となる場合が生じて自己費用において移設し都市機構に対して異議を申立てません。
- 権利変動した場合すみやかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

変更（分割）表

区分	従 前 地				仮 換 地			備 考
	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	街区番号	画地番号	地 積	
変更前				㎡ ()			㎡	()内は基準地積
変				()				
更後				()				
	以		下	余		白		

※印鑑証明、最新の登記簿本(写し)、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

決 裁 欄	事業計画 課 長	事業計画課

変更(分割)図

街区